

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
有機農産物、<u>有機畜産物</u>及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準 1 適用範囲 <u>この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条第1項の規定に基づき行う有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準を規定する。</u> 2 引用規格 <u>次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。</u> JAS 1605 <u>有機農産物</u> JAS 1606 <u>有機加工食品</u> JAS 1608 <u>有機畜産物</u> 3 用語及び定義 <u>この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 1605、JAS 1606及びJAS 1608による。</u> 4 輸入品の受入れ及び保管のための施設 <u>有機農産物にあってはJAS 1605の5.13、有機畜産物にあってはJAS 1608の5.7、有機加工食品にあってはJAS 1606の5.3に従い輸入品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていなければならない。</u> 5 輸入品の受入れ及び保管の実施方法 5.1 <u>6.2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせなければならない。</u> a) <u>輸入品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進</u> b) <u>（略）</u> 5.2 <u>次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。</u> a) <u>有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の受入れ、保管及び包装に関する事項</u>	有機農産物、<u>有機畜産物</u>及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準 （新設） （新設） （新設） 二 輸入品の受入れ及び保管のための施設 <u>有機農産物にあっては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあっては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあっては有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸入品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。</u> 三 輸入品の受入れ及び保管の実施方法 1 <u>三の2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせること。</u> (1) <u>輸入品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進</u> (2) <u>（略）</u> 2 <u>次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</u> (1) <u>有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の受入れ、保管及び包装に関する事項</u>

b) 外国〔日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号。以下“<u>施行規則</u>”という。）第30条に定める国に限る。〕の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第31条に基づき公示したものによって発行された証明書の確認に関する事項 c) 輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項 d) （略） e) 輸入品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 f) （略） 5.3 内部規程に従い輸入品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行わなければならない。 5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしない。 6 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数 6.1 受入保管担当者 輸入品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下“<u>受入保管担当者</u>”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。 a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、<u>食品</u>の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの b) （略） 6.2 受入保管責任者 <u>次による。</u> a) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、<u>認証機関等</u>の指定する講習会（以下“<u>講習会</u>”という。）において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していなければならない。 b) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、<u>受入保管担当者の中から、講習会において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていなければならない。</u> 7 格付の表示を付する組織及び実施方法 7.1 格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門が、<u>営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。</u> 7.2 格付の表示の実施方法 7.2.1 次の事項について、<u>格付の表示に関する規程（以下“<u>格付表示規程</u>”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。</u> a)・b) （略） c) 出荷後に<u>JAS 1605、JAS 1608又はJAS 1606</u>に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項	(2) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号。以下“<u>施行規則</u>”という。）第30条に定める国に限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第31条に基づき公示したものによって発行された証明書の確認に関する事項 (3) 輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項 (4) （略） (5) 輸入品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての認証機関（<u>登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。</u>）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 (6) （略） 3 内部規程に従い輸入品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。 三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数 1 受入保管担当者 輸入品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下“<u>受入保管担当者</u>”という。）として、<u>次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</u> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、<u>食品</u>の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの (2) （略） 2 受入保管責任者 (1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、<u>認証機関の指定する講習会（以下“<u>講習会</u>”という。）において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。</u> (2) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、<u>受入保管担当者の中から、講習会において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていること。</u> 四 格付の表示を付する組織及び実施方法 1 格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門が、<u>営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。</u> 2 格付の表示の実施方法 (1) 次の事項について、<u>格付の表示に関する規程（以下“<u>格付表示規程</u>”という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</u> <u>ア・イ</u> （略） <u>ウ</u> 出荷後に<u>有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の日本農林規格</u>に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
--	---

<u>d)</u> (略) <u>e)</u> 格付の実施状況についての<u>認証機関等</u>による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 <u>f)</u> 格付の表示に関する事務の一部を、<u>指定農林物資</u>について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる外国の格付の制度に基づいて<u>認証機関等</u>の認証に相当する行為を受けた者に委託する場合にあっては、<u>当該委託を受けた者</u>（以下<u>“受託者”</u>という。）の監督に関する事項 <u>7.2.2</u> 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、<u>又は除去若しくは抹消されることが確実と認められなければならない。</u> <u>7.2.3</u> 有機農産物にあっては名称の表示が<u>JAS 1605の箇条6</u>に定める方法で、<u>有機畜産物</u>にあっては名称の表示が<u>JAS 1608の箇条6</u>に定める方法で、<u>有機加工食品</u>にあっては名称及び原材料名の表示が<u>JAS 1606の箇条6</u>に定める方法で適切に行われることが確実と<u>認められなければならない。</u> 8 格付の表示を担当する者の資格及び人数 格付の表示を担当する者（以下<u>“格付表示担当者”</u>という。）として、<u>講習会</u>において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上<u>置かれていなければならない。</u>また、<u>受託者に、格付表示担当者を補佐する者として、講習会</u>において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上<u>置かれていなければならない。</u>	<u>エ</u> (略) <u>オ</u> 格付の実施状況についての<u>認証機関</u>による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 <u>カ</u> 格付の表示に関する事務の一部を、<u>指定農林物資</u>について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる外国の格付の制度に基づいて<u>認証機関</u>の認証に相当する行為を受けた者に委託する場合にあっては、<u>当該委託を受けた者</u>（以下<u>“受託者”</u>という。）の監督に関する事項 (2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、<u>又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。</u> (3) 有機農産物にあっては名称の表示が<u>有機農産物の日本農林規格第5条</u>に定める方法で、<u>有機畜産物</u>にあっては名称の表示が<u>有機畜産物の日本農林規格第5条</u>に定める方法で、<u>有機加工食品</u>にあっては名称及び原材料名の表示が<u>有機加工食品の日本農林規格第5条</u>に定める方法で適切に行われることが確実と<u>認められること。</u> 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数 格付の表示を担当する者（以下<u>“格付表示担当者”</u>という。）として、<u>講習会</u>において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上<u>置かれていること。</u>また、<u>受託者に、格付表示担当者を補佐する者として、講習会</u>において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上<u>置かれていること。</u>
---	--